

6 月 24 日（火）

令和 7 年 6 月 24 日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

2 番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3 番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4 番	工藤隆久	（同）
5 番	本田利弘	（宮崎県議会自由民主党）
6 番	山内いっとく	（同）
7 番	山口俊樹	（同）
8 番	下沖篤史	（同）
9 番	齊藤了介	（同）
10 番	黒岩保雄	（同）
11 番	渡辺正剛	（同）
13 番	外山衛	（同）
14 番	脇谷のりこ	（未来への風）
15 番	松本哲也	（県民連合立憲）
16 番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17 番	重松幸次郎	（同）
18 番	日高博之	（宮崎県議会自由民主党）
19 番	野崎幸士	（同）
20 番	武田浩一	（同）
21 番	佐藤雅洋	（同）
22 番	内田理佐	（同）
23 番	後藤哲朗	（同）
24 番	川添博	（同）
25 番	荒神稔	（同）
26 番	福田新一	（同）
27 番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28 番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29 番	井本英雄	（自民党同志会）
30 番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31 番	丸山裕次郎	（宮崎県議会自由民主党）
32 番	中野一則	（同）
33 番	安田厚生	（同）
34 番	坂口博美	（同）
35 番	山下寿	（同）
36 番	濱砂守	（同）
37 番	山下博三	（同）
38 番	二見康之	（同）
39 番	日高陽一	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	川北正文
政策調整監	大東収
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	平山文春
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	吉村達也
公安委員長	島津久友
警察本部長	平居秀一
代表監査委員	川野美奈子
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	川畑敏彦
事務局次長	久保範通
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課課長補佐	古谷信人
議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友

◎ 議員の辞職許可

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。ここで、後藤哲朗議員から辞職願が提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

辞 職 願

私 儀

このたび、一身上の都合により、本日をもって県議会議員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

令和7年6月24日

宮崎県議会議員 後藤 哲朗

宮崎県議会議長 外山 衛 殿

○外山 衛議長 ただいま朗読いたしました後藤哲朗議員の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、後藤哲朗議員の辞職の件を議題といたします。

この場合、後藤哲朗議員は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退席願います。

〔後藤哲朗議員退席・退場〕

○外山 衛議長 お諮りいたします。

後藤哲朗議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、後藤哲朗議員の辞職は許可されました。

暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

◎ 議会運営委員会委員の選任

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、ただいまの議員辞職に伴い、議会運営委員会委員の後任を選任いたします。

選任の方法は、委員会条例第6条第1項の規定により、議長から指名いたします。

日高博之議員を委員に指名したいと思います。が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、指名のとおりを選任することに決定いたしました。

◎ 常任委員長審査結果報告

○外山 衛議長 次に、議案第1号から第13号まで及び第15号の各号議案、請願第15号及び第16号、並びに継続審査中の請願第11号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、佐藤雅洋委員長。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件及び新規請願1件の計8件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案についてはいずれも全会一致により、請願第16号については賛成少数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

す。

初めに、令和7年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

まず、今回の補正は、木崎浜のサーフィン環境整備のため、アクセス道路となっている河川堤防等の整備を行うもの、「ほこみち制度」を活用し、高千穂通りの歩道や自転車道の再整備を行うもの、災害支援物資拠点施設の屋根つき荷さばき場等の整備を行うもの、経営状況の急変に直面している医療機関等に対して設備導入等に必要な支援を行うもの、一般社団法人宮崎県酪農公社の解散に伴い影響を受ける預託農家等に対して乳用牛育成施設の整備費用を補助するもの、その他国庫補助決定に伴うものなどについて措置するもので、46億900万円余の増額となっております。歳入財源の主なものとしては、国庫支出金が29億8,800万円余、県債が9億1,400万円余、繰入金が6億1,400万円余となっております。この結果、補正後の一般会計の予算規模は6,725億6,800万円余となります。

次に、総合政策部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計2億3,800万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は177億1,200万円余となります。

次に、宮崎カーフェリー株式会社の令和6年度輸送実績についてであります。

このことについて委員より、「今後も安定して収益を上げていくためには、貨物と旅客でバランスよく利用していただく必要があると考えますが、どのように利用促進を図っていくのか」との質疑があり、当局より、「継続的な荷物の確保は、フェリーの安定的な経営において大変重要である。宮崎カーフェリーにおいては、旅客数の増加が見込めるイベント等に合わせた商

品づくりを行っていくこととしている。また、県としても「物流の2024年問題」に対応するためのトラック乗船数の確保等に引き続き取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、令和6年度の移住実績についてであります。

このことについて委員より、「過去2番目の移住実績であるが、一部の地域を除く移住者数は下降傾向に入ったのではないのか」との質疑があり、当局より、「現状や課題については今後分析していく。移住者のニーズに応えるために、空き家を活用する施策の展開や、今年度から取り組む若者に対する移住給付金の活用等により、移住をさらに促進していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、移住者の増減の理由をしっかりと分析した上で、今後さらに移住者数が伸びるような施策を展開していただくよう要望します。

次に、総務部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計5億2,000万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,364億6,500万円余となります。

次に、宮崎県東京学生寮の次期指定管理候補者の選定についてであります。

このことについて委員より、「指定管理候補者選定委員会の委員を選定するに当たり、女性を入れる考えはなかったのか」との質疑があり、当局より、「各団体に推薦をお願いした結果、全員男性となっている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今後、委員を選定するに当たっては、女性も学生寮を利用するこ

とを考慮し、男女平等の視点を念頭に積極的に女性委員の選定を行っていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎国スポ・障スポ開催までのスケジュール等についてであります。

このことについて委員より、「大会期間中の選手や関係者などの宿泊は宮崎県内で確保できるのか」との質疑があり、当局より、「選手や監督をはじめ、応援される方々にもぜひ宮崎県内に宿泊していただきたいと考えている。商工観光労働部とも連携して、できるだけ県内で宿泊をしていただくよう調整していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、大会期間中の宿泊に混乱が起きないように、正確に宿泊施設の部屋数や参加人数を把握し、関係者と適時連携を図ることで、効率的かつ円滑な配宿計画を作成していただくよう要望します。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、厚生常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件及び新規請願1件の4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案及び請願第15号についてはいずれも全会一致により、継続審査中の請願第11号につい

ては賛成多数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で19億2,600万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,441億1,600万円余となります。

このうち、改善事業「里親等支援事業」についてであります。

この事業は、里親や里子等並びに里親になろうとする者に対し、相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現するものであります。

このことについて委員より、「里親委託率が向上しない要因の一つとして、実親の理解が得られにくいということが考えられるが、実親への理解促進に係る取組は行っているか」との質疑があり、当局より、「実親が里親委託を養子縁組と誤解することにより、里親委託に同意しないことが多いことから、児童相談所が里親委託と養子縁組の違いについて、実親へ丁寧な説明を行うとともに、誤解が生じない同意書に変更するなど工夫を行っている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「県内の里親支援センターが1か所のみでは県下全体をカバーすることは難しく、センターの機能が十分に発揮できないのではないかと」との質疑があり、当局より、「里親支援センターの職員を6名から8名に増員したところであり、児童相談所等には里親担当が、施設には里親支援専門相談員がそれぞれ配置されているので、連携しながらサテラ

イト機能的な形で県内全域を支援できるような体制を検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、里親等委託は、里親と子供の信頼関係を慎重に築きながら進めることが重要であり、里親が安心して相談できる環境の整備が不可欠であるため、十分な数の里親支援センターの設置を検討するなど、里親支援体制の拡充に取り組んでいただくよう要望します。

次に、令和6年の自殺者数等の状況についてであります。

このことについて当局より、「令和6年の自殺死亡率は全国で11番目の高さとなっており、前年のワースト2位からは改善しているが、依然として高い水準にある」との説明がありました。

このことについて委員より、自殺死亡率が大きく改善した要因や具体的な取組について質疑があり、当局より、「高齢者と接触する機会の多い医療・介護関係者や民生委員への研修を実施したことや、令和6年度からは24時間365日対応の電話相談体制を整備するなど、様々な取組を行っている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「家族が自殺を防いでも、自殺未遂者の心の問題を解消するのは難しく、再度の自殺行動も多く見られるが、どのような対策を講じているか」との質疑があり、当局より、「自殺対策においては、まず周囲が悩んでいる人に気づき、孤立させないことが最も重要であると考え、自殺未遂者の家族へのフォローとして、専門家による聞き取りや相談窓口の案内等を行っている。取組の効果を個別にはかることは難しいが、引き続き、他県の事例も参考にしながら、効果的な対策に努めていくた

い」との答弁がありました。

次に、医療機関別係数（DPC係数）についてであります。

このことについて当局より、「DPC係数のうち、診療実績や医療の質向上への貢献度を評価する「機能評価係数Ⅱ」において、県立延岡病院が約1,500あるDPC標準病院群で2年連続全国1位になるなど、県立3病院はいずれも高い水準を維持している」との説明がありました。

このことについて委員より、係数向上の要因について質疑があり、当局より、「外部コンサルタントの導入以降、係数の向上が顕著であり、各県立病院のスタッフが外部コンサルタントの指導も受けながら経営改善に取り組んだ成果と認識している」との答弁がありました。

また、別の委員より、DPC制度における診療報酬の算定方法について、包括評価を重視するがゆえに、治療が不十分なまま転院に至る可能性があることなどの懸念が示され、当局より、「例えば、急性期病院である県立延岡病院においては、いかに急性期治療を行うかが重要であり、治療を適切に実施し、当院の役割を終えた段階で近隣の医療機関へ引き継ぐ体制を整えている」との答弁がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、商工建設常任委員会、内田理佐委員長。

○内田理佐議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で8,000万円の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は488億9,500万円余となります。

このうち、新規事業「木崎浜海岸サーフィン環境整備事業」についてであります。

これは、多くのサーファーが訪れる木崎浜へのアクセス道路を整備し、安全性を確保するとともに、大規模大会開催に備えた駐車場を整備するものであります。

このことについて委員より、「県は今回、周辺を整備する木崎浜とサーフスポットでもある青島の位置づけをどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「サーフィンの聖地として木崎浜の知名度が上がることにより、青島全体の観光振興にもつながるものと考えている」との答弁がありました。

これについて委員より、「事業の実施に当たっては、今回の整備と青島全体の観光振興についての基本的な考え方をしっかり整理した上で進めていただきたい」との要望がありました。

次に、2025大阪・関西万博における九州7県合同催事についてであります。

これは、大阪・関西万博において、令和7年9月3日から5日までの3日間で、九州7県それぞれがブースを設置し、観光・物産・食などの地域資源をPRするものであります。

このことについて委員より、「万博会場の広さを考えると、県のブースに御来場いただくにも仕掛けが必要である」との意見があり、当局より、「会場が大屋根リングの外側となるため、ブースへの誘導については課題があると感じている。制約もあると思うが、より多くの方に来場いただけるよう工夫してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「既に同様の取組を行っている九州以外の地域と積極的に情報交換を行い、本県のよりよいPRの場となるよう取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で10億8,900万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は895億8,500万円余となります。

このうち、改善事業「高千穂通り道路空間再編事業」についてであります。

これは、宮崎市の高千穂通りにおいて、歩行者や自転車の安全で快適な通行空間や人々が滞在しやすい空間へと再編し、沿道のにぎわいを創出する、いわゆる「ほこみち制度」の検証を行い、県内への展開を図るものであります。

このことについて委員より、雨天時の対応についての質疑があり、当局より、「ほこみち制度では、占用許可基準を満たせばテラス屋根の設置も一部可能となるため、雨天時も利便性増加につながるサービスの提供が可能と考えてい

る。また、にぎわい創出モデルイベントを予定しており、イベント運営を通じて、雨天時の対応なども検証してまいりたい」との答弁がありました。

次に、県管理河川における洪水浸水想定区域の追加指定についてであります。

これは、想定し得る最大規模の降雨により洪水が発生した場合に、浸水が想定される範囲や、予想される水深等を示す洪水浸水想定区域について、全ての県管理河川のうち、既に指定済みの洪水予報河川及び水位周知河川を除いた443河川を追加指定するものであります。

このことについて委員より、「県が洪水浸水想定区域を指定することで、床上床下浸水などへの対策を県が実施するのではないかと県民に誤解されるのではないかと」との質疑があり、当局より、「洪水浸水想定区域図を公表するに当たっては、誤解が生じないように、市町村としっかり連携して進めていきたい」との答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、環境農林水産常任委員会、川添博委員長。

○川添 博議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決

定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億3,400万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は226億3,200万円余となります。

このうち、新規事業「森林の集約化モデル実証事業」についてであります。

これは、森林の集約化を促進するため、集約化に向けた方針の協議や森林調査、所有者探索等のモデル実証を行うものであります。

このことについて委員より、「森林調査にドローンレーザー計測を活用することによって、例えば、現地立会いせずに境界線を判別できるようになるのか」との質疑があり、当局より、「一定の条件下において、現地で立会いを行わずに、画像やデータ等を確認することで森林の境界などが判別できるようになることを目指している」との答弁がありました。

次に、宮崎県森林環境税についてであります。

このことについて当局より、税制度の今後の在り方等について県民の意向を把握するため昨年度に実施したアンケート調査と意見交換会の結果について説明がありました。

このことについて委員より、「県民アンケート調査の結果、税の仕組みや用途等について「分からない」とする回答が24.1%と多いことから、県民に理解してもらうように丁寧に周知をしていただきたい」との意見があり、当局より、「意見交換会の場で、税の仕組みや事業内容をさらに普及啓発してほしいという声もあつ

た。森林環境税の目的や用途等について周知をしっかりと進めていきたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で6億1,400万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は440億7,200万円余となります。

このうち、新規事業「宮崎県酪農公社清算負担金」であります。

これは、先週、委員会において現地調査を行った一般社団法人宮崎県酪農公社の解散に伴い、出資割合に応じた費用負担を行うことで、円滑な清算に資することを目的としたものであります。

このことについて委員より、「公社跡地について、どのように活用していくのか」との質疑があり、当局より、「公社跡地は、国有地と都城市の市有地等であり、国有地に関しては、原状回復する必要があるが、条件を整えば、施設等を解体せずに現状を生かして利用できる可能性もあることから、現場の声を丁寧に確認しながら、関係機関とともに検討していきたい」との答弁がありました。

また、同じ委員より、「公社は長い歴史があり、本県の酪農の普及推進に大きく貢献してきた。公社が解散したことにより、酪農家へ弊害が出ないように取り組んでほしい」との要望がありました。

次に、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画）の策定についてであります。

これは、令和8年度から12年度までの5年間における本県農業・農村の持続的発展に向けた総合的かつ中長期的な方向性を示す基本指針と

なる計画を策定するものであります。

このことについて委員より、「長期ビジョンの中にある賢く稼げる農業とは、具体的にどのようなことか」との質疑があり、当局より、「スマート農業技術に加え、農地集約、団地化等の効率的な生産環境の整備、分業体制の構築などにより、農業者の経営ステージに応じた生産性を向上させることである」との答弁がありました。

また、別の委員より、「令和の米騒動は社会問題となり、日本の農業と食を守ることが改めて大切であることが明らかになった。本県は農業県であるからこそ、農家をしっかりと支えて、食料を守ることができる計画としていただきたい」との意見がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、文教警察企業常任委員会、荒神稔委員長。

○荒神 稔議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号の1件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、宮崎県企業局経営ビジョン改定（案）についてであります。

これは、令和2年3月に策定した宮崎県企業局経営ビジョンについて、令和7年3月で策定から5年が経過したことから、経営ビジョンの改定を行うものであります。

このことについて委員より、電気事業及び地域振興事業の財政計画の見通しについて質疑があり、当局より、「電気事業については、令和9年度に綾第二発電所大規模改良工事が終了し、令和10年度以降は発電所が運転を開始することから、黒字に転換する見通しである。また、地域振興事業については、一ツ瀬川県民ゴルフ場の施設改修が完了したため、今後、事業費が増える予定はないが、台風被害等のおそれもあるため、収益について計画どおりになるよう、指定管理者と連携しながら利用者確保に取り組んでいるところである」との答弁がありました。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で580万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,246億6,000万円余となります。

このうち、新規事業「いじめ問題対策強化事業」についてであります。

これは、多様化する県立学校におけるいじめ問題に対応するため、県教育委員会にいじめ対策マイスターを配置し、個別事案への早期対応・組織的対応等の取組を支援するものであります。

このことについて委員より、「直接いじめの相談ができない生徒への対応をどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「アンケートでいじめを把握することが多いため、アンケート等を通して生徒の悩みを把握し、い

じめ対策マイスターを派遣するなど学校と連携した対応を行ってまいりたい」との答弁がありました。

このことについて複数の委員より、「現在、生徒は授業のためのタブレットを所有しており、こういったICT機器等を活用して自発的に相談ができる体制の整備について検討してほしい」との要望がありました。

次に、宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停についてであります。

これは、返還未済の育英資金につきまして、返還を求める訴訟を提起するものであります。

このことについて当局より、「対象債権の一部については、既に時効が成立している」と説明がありました。

これについて委員より、「時効中断の措置は行っていなかったのか」との質疑があり、当局より、「督促等の文書は送付していたものの、対応が十分ではなかった」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、返還未済の育英資金については、適切な手続を図るとともに、内容に応じて丁寧に議会へ説明していただくよう要望いたします。

次に、宮崎西警察署（仮称）庁舎整備基本構想の概要についてであります。

このことについて委員より、「移転する高岡警察署の跡地はどのように利用するのか。また、新庁舎に入る交通機動隊の訓練場所の移転先はどのようにするのか」との質疑があり、当局より、「高岡警察署跡地については、まずは警察での利活用を検討し、利活用の見込みがない場合、国や宮崎市の意向を確認した上で取得の意思がなければ最終的に民間に売却する方針である。また、交通機動隊の訓練場所について

は、新庁舎近隣を中心に検討している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「跡地の利用等を含む新庁舎の整備構想は、地域住民の大きな関心事である。基本構想に沿い、計画的に取り組んでほしい」との要望がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○外山 衛議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がございますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提案されました議案について、まず、議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」について、反対の立場から討論いたします。

今回の補正予算（第1号）については、一般会計予算に46億939万1,000円を追加し、予算総額を6,725億6,839万1,000円とするものです。内容は県民の暮らしに関わって、必要かつ重要

な予算であることは論をまちません。

しかし、問題としているのは、新規事業として、医療施設等経営強化緊急支援事業の中にある病床数適正化支援事業6億2,791万2,000円の予算です。この事業は、政府の進める医療費4兆円削減計画の下、余剰ベッドの削減として、全国の医療機関の病床数11万床削減計画の一環を進めるものです。

削減病床1床当たり410万4,000円を支給するとされていますが、今、少なくない医療機関で、コロナ融資の返済が本格化し経営危機で追い詰められている状況がある中、背に腹は代えられないと、多分に医療機関からの補助金申請が予想されます。問題は、こうした補助金を使って病床削減を続けていくことが、医療機関の健全な運営につながるのか、根本的な解決になるのかということです。

コロナ危機を経験して、医療体制の在り方は十分学んだはずですが。パンデミックに対応できるのか、それで命を守れるのかということだと思います。今必要なのは、経営危機に直面しながらも、地域医療を支えて頑張っている医療機関に対して、医療崩壊を防ぐためにも、適切な直接支援を行うことだと思います。病床削減を前提にした予算の執行に反対するものです。

続いて、請願について述べます。

常任委員長報告で、継続審査とされた請願第11号、不採択とされた新規請願第16号について、いずれも採択を求めるものです。

医療機関への財政支援や診療報酬の再改定を求めた請願第11号は、今議会で3度目の継続審査です。しかし今、深刻な医療現場の現状は先送りできない事態です。

物価は2.7%も上昇しているのに、診療報酬改定は0.88%の引上げでしかなく、全く物価上

昇には追いついていない状況です。しかも、医療機関は最終消費者とみなされ、患者に転嫁できない消費税負担も相当に重く、さらには、看護師など医療スタッフの人材不足も深刻で、医療機関は総じて厳しい経営状況に置かれています。ある日突然病院がなくなる、そんな事態にもなりかねません。

医療現場は、地域医療を担い、県民の命と健康を守るとりでの責任を果たすべく頑張っておられます。今ここで、地域医療や医療従事者を支えるための支援は待ったなし、まさに喫緊の課題です。国に地方の現状をしっかりと届け、施策の基本、診療報酬の引上げを求め、直接支援も求める。県行政も現状をしっかりと受け止めた施策が必要です。

請願第16号は、「選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求める意見書」の提出です。

選択的夫婦別姓制度の導入をめぐって、28年ぶりに国会審議が行われました。別姓制度の実現を待つ事実婚当事者は58.7万人と推計され、今国会での実現に大きく期待が寄せられましたが、採決は見送られ、議論は先送りされました。

今、世界で夫婦同姓を法律で義務づけている国は日本だけです。しかも結婚した夫婦の95%で女性が改姓しているのが現状です。このことは、個人の尊厳と男女平等、夫婦は対等との日本国憲法の趣旨にそぐわず、同姓か別姓かを選べる制度への転換が急がれます。

経済連や経済同友会など経済界も、ビジネスの現場において、女性の活躍が進めば進むほど弊害が顕在化し、旧姓の通称使用では問題の解決はできないと、「希望すれば自らの姓を自身で選択できる制度を早期に実現すべき」と政府に提言しています。世論調査では、7割以上が

選択的夫婦別姓制度の導入に賛成しています。

国連の女性差別撤廃委員会は、繰り返し日本政府に対して、法律で夫婦同姓を義務づけることや女性が夫の姓を名のることを余儀なくされていることは差別的であり、選択的夫婦別姓制度を導入すべきと勧告し続けています。

一方、「親と子の姓が別々になるからかわいそう」「戸籍が壊れる」と心配される向きもありますが、このことは、1996年9月に法務省民事局が出版した選択的夫婦別姓制度についてのパンフレットで、何ら心配ないことを分かりやすく説明しています。

もはや選択的夫婦別姓制度導入を拒む理由はないのではないのでしょうか。一人一人のアイデンティティーが尊重され、自分らしく生きていける社会の実現に向けても、早期に法制化することが必要ではないのでしょうか。

以上、これらの請願はいずれも、県民の命、安心・安全な暮らしと人権を守る問題です。継続審査と先延ばしにせず、また不採択と切り捨てず、請願者の意思を十分に尊重して、県議会の責任においての採択を強く求めるものです。

議員各位の賢明な御判断を切に求めて討論いたします。以上です。（拍手）〔降壇〕

◎外山 衛議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号採決

◎外山 衛議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山 衛議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号から第13号まで及び第15号採決

○外山 衛議長 次に、議案第2号から第13号まで及び第15号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第16号採決

○外山 衛議長 次に、請願第16号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山 衛議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第15号採決

○外山 衛議長 次に、請願第15号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○外山 衛議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第11号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山 衛議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山 衛議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和7年6月24日

宮崎県議会議長 外山 衛 殿

提出者 議会運営委員長 後藤 哲朗
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第2号

少人数学級・教職員定数改善と義務教育費
国庫負担制度の拡充を求める意見書

◎ 議員発議案第1号及び第2号追加上程、
採決

○外山 衛議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号及び第2号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号及び第2号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

両案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号及び第2号について、一括お諮りいたします。

両案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、両案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○外山 衛議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○外山 衛議長 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年6月定例会を閉会いたします。

午前10時57分閉会

